

資料1

(調査報告案)

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告①

調査の目的

○ 地域づくり人材の多様化

近年、社会課題の多様化・複雑化を背景に、従来、地域の牽引役であった地方公共団体が主導する形での地域を運営・維持・発展させることが困難となりつつある。

そのような中、地域に存在する様々な主体が参画する形での地域運営が必要となり、本研究会でも、これまで、地域住民をはじめとする様々な主体の地域運営への誘い込みの方策等について検討を重ねてきた。

さらには地域内外の様々な主体の地域運営への参画ということで、令和3年度研究会においては、主に都市部の企業等に在籍する者が、自身の有する能力・スキルを、副業・兼業といった形態で、休日ないしオンラインを活用し、地方の中小企業等の経営に助言・参画する事例について調査研究を行ない、新たな人材力の可能性についての理解を深め、広く周知してきたところ。

○ 都道府県による地域づくり人材育成の必要性

このように各主体の地域運営への誘い込み、いわば「地域づくり人材」養成にあっては、地方公共団体が、とりわけ地域に最も身近な市区町村がその役割を担うとされるが、先に述べたように様々な社会課題対応に追われる市区町村にあって、その役割を果たすことが難しくなっている。

そこで、本研究会では、『同じく地域を牽引する都道府県が地域づくり人材の育成に取り組むことが、地域の活性化に寄与する。』との仮説を設定し、各地で行なわれる様々な事例を調査及び分析することで、検証を行なうこととした。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告②

進め方

調査・分析は、以下の3段階にて実施。

① 都道府県アンケート調査

現在、各都道府県において実施する「地域づくり人材」の育成の取組みについて、網羅的に把握するため、令和4年7月11日(月)から8月26日(金)にかけて実施。
調査は、調査票1(総論)、調査票2(各論)の2部構成。

② 追加調査(アンケート調査)

都道府県アンケートで把握した事業につき、①特定の職種を対象としない。②概ね3年以上の取組み。
③修了生の取組み等を把握(※)している事業を対象に、より詳細な内容を把握する。令和4年10月25日(火)から11月30日(水)にかけて実施。
※修了生の取組みを把握していない事業でも、高校生等を対象とした取組みについては追加調査の対象とした。

③ 現地調査(ヒアリング調査)

追加調査と平行して、事業関係者の事業実施に関する想いや受講生の反応等、把握可能な事業については、現地にての対面、あるいはオンライン形式で、ヒアリング調査を実施。令和4年11月18日(金)から12月21日(水)にかけて実施。

収集した事例から、取組み傾向を把握、都道府県が実施することの優位性を検討

都道府県アンケート調査

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告③

都道府県アンケート調査

○ 調査内容の設定

今般の調査にあたっては、「目的である、都道府県の地域づくり人材育成の必要性を検討するのであれば、個々の事業内容を把握するだけでは不十分で、各都道府県がどのような考えの下で事業を実施しているのか把握する必要がある。」との意見もあったところ。

そこで、個々の事業を聞き取るアンケートとは別に、各都道府県が考える「地域づくり人材」や、「都道府県と市区町村の役割分担」といった取り組みの根底にある考え方なども把握することとし、今回のアンケート調査は、総論(政策理念)の調査票1と各論(事業内容)の調査票2と2部構成で実施することとした。

【調査票1】

都道府県が考える地域づくり人材の人物像、育成方針、人材育成を含む地域振興施策における都道府県と市区町村の役割 など総論的内容

【調査票2】

都道府県が実施する育成事業について詳細な内容把握を目的とした調査

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告④

都道府県アンケート調査

○ 地域づくり人材の定義

アンケート調査を実施するにあたって、調査対象である「地域づくり人材」をどう定義するか。

「地域づくり人材」は、コミュニティ、福祉、教育、ひいては地域経済といった概念まで包含する大変広い概念であり、「今回の調査では主にどの分野の人材育成を把握するのか明確にすべき」との意見もあった。

この点は、そのとおりで、抽象的な定義のままでの調査は、明確な回答が得られないことも危惧されたが、一方で、上述した諸機能を受け止めるのが地域であり、分野ごとで受け皿の名称が異なるかもしれないが、実際に運営を担うのは地域であり、その地域に存在する人々である。

本研究会でも、これまで「地域づくり人材」の議論においては、特定の政策分野に限定せず、地域の様々な関心事に主体的、積極的に関わりを持つ人材。その育成方策等を議論してきたことも踏まえ、今回、各地で行われる様々な地域づくり人材の取組みを収集することで見えてくる新たな発見も期待し、定義は、『コミュニティの運営・維持、あるいは活力ある地域づくりを担う「地域づくり人材」』とし、調査を行なったものである。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑤

考察

【調査票1に関して】

A 地域づくり人材像について

各都道府県が考える「地域づくり人材」については、経験とスキル、行動力を有したオールラウンドな、いわゆるリーダー人材を想定する都道府県もあったが、多くは、主体的に地域づくりに取り組む。あるいは他者と協働しながら地域を盛り上げるといったプレイヤーやサポーター的な人材を想定する都道府県が多かった。また調査項目検討の際にも言及した「地域づくり」の広範性については、期待したとおり、政策分野別（防災、福祉等）に考える人材像を回答する都道府県があった。これら人材像を実現すべく、直接ないし間接的な取り組みが進められているものと思料される。

B 都道府県職員の育成

各都道府県の人材像を把握したうえで、その育成を担う職員の育成に関しては、約7割強の都道府県で実施しており、その内容としては地域課題の解決等についてのものである。一方行っていない都道府県にあっては、決して消極的なものではなく、一般財団法人地域活性化センターなどの他機関の研修を受講する。あるいは業務を通じた情報収集で当座は賄えているといった回答で、全く実施していないとする都道府県は僅少であった。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑥

考察

【調査票1に関して】

C 都道府県と市区町村の役割分担

本調査研究の核心の1つでもある、地域振興における都道府県と市区町村のそれぞれの役割に関しては、やはり広域行政機関である都道府県は、市区町村の取組を支援するといった回答が多くあったが、中山間地等多く抱える都道府県にあっては、支援を更に進め、市区町村の取組の補完するまで及ぶ地域も見られた。この点に関しては、住民行政の多くが市区町村によって担われている中、当座の間、政策資源の投入が思うように進まない市区町村も多く、そのような市区町村にニーズに応える形で都道府県が積極的な取組を行なうことは歓迎すべきことと考えられる。

D 都道府県が育成する地域づくり人材の活躍の場

広域な視点を持つ都道府県が育成した人材については、約4割強の都道府県が拠点となる地域における他機関と協働した積極的な地域づくり活動と回答。このことから都道府県では、率先して活動することに加え、調整能力を持った人材が求められると考えており、そのための必要な資質やスキルを磨く場を提供している。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑦

考察

【調査票1に関して】

E 教育機関の活用

都道府県は、大学、高校といった教育機関を管理運営する。社会教育、あるいはキャリア教育、進路指導の一環として地域と関わりを持つ人材育成を行なっているかどうか、研究会でも関心事項であった。結果としては、実施経験があるのは約2割強にとどまり、約4割弱が検討していないとのことであった。このあたりは個票(調査票2)や現地調査におけるヒアリング等で、実施団体はどのような取組を進めているか。確認する必要がある。

F 地域による温度差

研究会では、人材育成に関する取組みについて、熱心なところ、そうでもないところ、なにか傾向が読み取れるか関心事項となったが、例えば、地域おこし協力隊等の地域要件にもなっている「条件不利地域(※)」の割合を指標に、設問7の「令和4年度事業の実施予定の有無」を見ると、割合の高い都道府県の大半では、実施予定があるとされ、割合の低い、いわゆる都市圏等の都道府県においては、実施予定が無いといった傾向がある程度読みとることができた。

※条件不利地域とは、

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

に指定される地域

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑧

考察

【調査票2に関して】

A 都道府県の実施状況の把握

今回、調査によって76の事例が39の都道府県によって実施されていることが把握できた。いずれの事例も、調査票1にて把握した各都道府県の持つ「地域づくり人材」の人材像を意識したものと考えられる。

一方、今回、8の都道府県が「事業実施なし」との回答であったが、これら都道府県においても、先述の「地域づくり人材」の人材像は持っている。このような都道府県では、どのように人材像の具現化を図っているのか更なる調査が必要と考える。

B 事業内容の変化

過去(平成25年度)に実施した調査と対比した結果、いくつかの特徴的な変化が把握できた。まず、事業の対象として、以前は行政職員を対象とした事業が多くあったが、現在は地域住民対象とした事業が多くなったこと。これは地域づくりの主体は、行政のみでなく、まさに共助の取組みとして地域住民の参画が必要との認識によるものと推察される。

そして、外部委託の増加であり、地域住民を対象に。となれば、研修・教育技術や知見・ノウハウなどが必要となり、そのリソース等を期待して専門機関に実施を委ねるといったことと推察される。

このような傾向に、講師としてNPO職員や大学講師等を活用する機会が増えたことなども相まって、事業予算も増加しているものと考えられる。

都道府県アンケート追加調査 現地ヒアリング調査

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑨

進め方

調査・分析は、以下の3段階にて実施。

① 都道府県アンケート調査

現在、各都道府県において実施する「地域づくり人材」の育成の取組みについて、網羅的に把握するため、令和4年7月11日(月)から8月26日(金)にかけて実施。
調査は、調査票1(総論)、調査票2(各論)の2部構成。

② 追加調査(アンケート調査)

都道府県アンケートで把握した事業につき、①特定の職種を対象としない。②概ね3年以上の取組み。
③修了生の取組み等を把握(※)している事業を対象に、より詳細な内容を把握する。令和4年10月25日(火)から11月30日(水)にかけて実施。
※修了生の取組みを把握していない事業でも、高校生等を対象とした取組みについては追加調査の対象とした。

③ 現地調査(ヒアリング調査)

追加調査と平行して、事業関係者の事業実施に関する思いや受講生の反応等、把握可能な事業については、現地にての対面、あるいはオンライン形式で、ヒアリング調査を実施。令和4年11月18日(金)から12月21日(水)にかけて実施。

収集した事例から、取組み傾向を把握、都道府県が実施することの優位性を検討

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑩

追加調査

○ 調査対象の抽出

都道府県アンケート調査により把握した事例の中から、本研究会として更なる詳細を把握する必要がある取組みについて、次の要件に照らし絞り込みを実施。抽出した22事業につき、現地調査の対象とするも、時間的な制約から全ての事例について、現地で関係者からの聞き取りを実施するのは困難であったことから、共通して詳細な情報を聞き取ることを目的として、22事業について追加で調査を実施することとした。

【絞り込み要件】

①特定の対象(※)に限定しない事業

※一例として、「地域おこし協力隊」や「公民館職員」など

【事例数:76→62】

②開始後3年以上経過した事業

(理由)PDCAサイクルを考えた際には、概ね3年程度は必要と考えられるため

【事例数:62→44】

③修了生の取組みを把握している事業

(理由)課題や効果を聴取するに際し、必要項目と考えられるため

【事例数:44→22】

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑪

ヒアリング調査

○ 実施地域の選定

今回の調査結果の絞り込みから22事業を現地調査の対象とすることとしたが、時間的かつ物理的な制約から、全てを現地で調査するのは困難であったことから、より深く把握したい事項については追加調査で対応したものの。

しかしながら、複数の関係者が関与する事例や、複数の事業を実施する都道府県、あるいは調査期間中に成果発表会や報告会等が予定される事例については現地訪問あるいはオンラインで聞き取り調査を実施した。

現地で行なうか。対面で行なうかの判断は、上述のとおり、期間中に成果発表会や報告会等のイベントが予定され、受講生等の感想や反応等の聴取が期待できる事例については極力現地にて行なうこととし、既にこれらイベントが終了しているような事例にあってはオンラインで実施することとした。

また調査内容は、各所共通の質問事項と各構成員からの個別の質問の2本立てにて実施することとした。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑫

ヒアリング調査

【現地】

○石川県

地域振興部門や教育部門の複数の主催事業あり、また成果発表会あり

- ・石川地域づくり塾

11月19日(土)に成果発表会

- ・地域交流による高等学校活性化事業

○岡山県

地域振興部門や教育部門の複数の主催事業あり、また受講生の取組成果を披露するためのイベントあり

- ・アートで地域づくり実践講座

11月27日(土)に講座実証イベント

- ・おかやま創生 高校パワーアップ事業
- ・高等学校魅力化推進事業(リージョナルモデル)

○栃木県

複数の主催事業あり、また受講生と関係者の意見交換会あり

- ・栃木県地域づくり担い手育成事業(2事例)

とちぎ地域づくりインターンシップ

12月9日(金)に合同報告会

地域づくりスキルアップ講座

【オンライン】

○秋田県

複数の主催事業あり。

- ・若者チャレンジ応援事業
- ・若者と地域をつなぐプロジェクト事業

○山口県

複数の主催事業あり。

- ・地域活性型インターンシップ推進事業
- ・やまぐち元気生活圏づくり協働支援事業
(人材育成事業)

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑬

考察

今回、追加のアンケート調査にて、17地域22事業の取組みについて、さらに、現地、ヒアリング調査にて、5地域10事業の取組みについて詳細な聞き取りを実施した。

【追加調査(アンケート調査)】

追加調査により得られた17地域22事業の取組みの傾向として、

- 40代以下の世代で、幅広い職層を対象とした事業、あるいは若者、特に学生・生徒を対象に事業を実施している都道府県が多い傾向が見受けられた。
- また、事業の効果検証として、参加者によるアンケート調査を実施している都道府県が大半であるものの、検証方法に関する議論は大半の都道府県が実施していない状況であり、KPIの目標設定をしている都道府県は半数であった。
- 自ら管理する公立大学、学校等活用した取組みが進められている。

といったことが把握できた。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑭

考察

【現地調査(ヒアリング調査)】

続いて5地域10事業の取組みについて詳細な聞き取りを実施した。

追加調査及び現地調査を実施し、得られた都道府県が事業実施することの優位性は次のとおり。

(1) 研修機会の均等な提供

都道府県が行うことで、複数市区町村の住民を対象とした事業展開が可能であるということ。

山口県の事例では中山間地域の住民を主に対象としたものであったが、中山間地域は複数の市区町村にまたがり、その地域で必要となる地域づくりのノウハウや人材育成は、地域内のどの市区町村の住民にとっても必要なスキルである。

仮に、この取組みを市区町村に委ねた場合、それぞれの市区町村の取組みにバラツキも考えられるところ。機会均等の観点、あるいは市区町村の補完の観点からも望ましい取組みと考える。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑮

考察

(2) 専門性の高い研修機会の提供

また、調査結果から、外部委託による専門性の高い研修機会が提供されるという取組みが見られた。

秋田県の取組みでは、起業等に必要なスキルの提供であり、一定期間の伴走支援であった。

石川県では、全国的にも知名度がある実践者を講師に迎えて、参加者が今後したいことをプランニングし、毎回の研修で、磨き上げ、具現化を図るといったものであった。

さらに岡山県の「アートによる地域づくり」は、「アート」が有効な地域資源になり得ることに着目したユニークな取組みであり、この取組みに惹かれた受講生も多かったと推察される。

都道府県が専門性の高いスキルを提供する。受講生がそのスキルを活用し自ら愛する地域の地域振興に寄与する。

この取組みは今後の地域づくり人材養成の一つのモデルとも考えられる。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑯

考察

(3) スケールメリットの活用

続いて、広域を管轄する都道府県は、域内に様々な地理的特性等があることから様々な研修機会を提供できるということ。

栃木県のインターンシップでは、県内3地域で、まちづくり、観光、子ども食堂、放置竹林、不登校児の居場所確保など、様々な地域課題に取り組み団体等での研修機会を提供し、その後の当該分野での人材としての期待まで見据えた取り組みを行っていた。

これだけ様々な機会を提供することは、市区町村が単独で実施することは困難であり、もし、機会が提供できたとしても、栃木県のような伴走支援は困難であろう。

これが可能なのは、全県下で活動するNPO法人の存在があってこそで、県も当該法人の活動を評価し、全幅の信頼の下で行われているからである。

ヒアリングでも話があったとおり、最初から「地域貢献がしたい。」という住民は少数で、様々な活動を通じて地域の役に立っている実感。その充実感から更なる取り組みへ進んでいく。このような機会の提供も今後の地域づくり人材養成の一つの道であり、都道府県ならではの取り組みと考えられる。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑰

考察

(4) 高い知名度による受講者の確保

知名度が高い都道府県が事業を行うことで、相応の情報発信が可能だという点も優位性にあげられると考える。

栃木県の事業では、受講者の半分が県外であるとのことだった。また石川県の連続講座(「石川地域づくり塾」)でも、関西圏からの参加者もいた。

先述のとおり、これら受講生の動機は、都道府県のため、市区町村のため、といったものではなく、地域を舞台にした興味関心のある取組みに参画したい。関わってみたい。あるいは著名な講師の指導を受けたい。そういったものであった。

これまでの地域づくり人材とは、既に居住する住民等を対象に養成するものとの発想から、受講に際しての居住地要件を課すことが通例であったが、地域内外問わず、当該地域の人材になり得る者に、取組みの情報を届け、広く受け入れが可能なのは、都道府県だからこそ取り組みやすいといった面があると考えられる。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑱

考察

(5) 高等学校における地域づくり人材の育成

都道府県は自ら設置・管理する公立大学・高校において地域づくり人材育成の取組みが進められている状況を把握した。

これら取組みの理由は主に次の2点。

①地域と連携した「高校魅力化」

1つは、「高校魅力化」との視点で、地域の拠点でもある高校の活性化を目的に、地域住民、地元企業など地域の様々な主体と連携し特色あるカリキュラムを編成することで、魅力ある教育を提供、志願者増を図り、生徒数確保、学校の活性化を通じ、地域の活性化を図ろうとするもの。

公立高校が地域に目を向け、地域から愛される存在になろうと取り組む姿勢は、地域振興そのものであり、活動する生徒、教職員は、地域に対する新たな発見、その磨き上げのため様々に取組み様子がうかがえた。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告⑬

考察

②社会教育の一環としての地域づくり人材育成

もう1つは、社会進出前の段階における社会教育の一環としての地域づくり人材育成であり、地域資源などを活用し、生徒に様々な取組みを促す。その一連の活動の中から、「地域愛」を醸成し、一度は地域外に出ても、再び地域のために戻ってくる。あるいは戻らずとも地域に想いを馳せ、何らかの貢献に結びつける(関係人口化)を期待するものである。

既に各地で、小学校・中学校段階における、公民館やコミュニティセンターを活用したコミュニティスクールの取組みが進められ、児童・生徒の地域に対する関心を醸成させる取組みが進められている。これら市区町村が主体となり進めてきた地域づくり人材の芽生えを高校段階で止めることなく、その後の社会生活につなげていくことは、地域づくりに寄与するとともに、都道府県が熱心に行なう移住定住促進などの地方回帰策にも資するものである。

參考資料

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告^⑳

結果概要

※第2回研究会(R4.10.11)にて報告

調査票1(「地域づくり人材」の育成方針等)について、都道府県からの回答について、その概略を以下に示す。

※自由記述が多い調査となっているため、ここでは回答の傾向を示す。個々の回答については「資料2(調査結果)」を参照。

- 「地域づくり人材」の人物像について、地域課題の解決に、他者と「協働」しながら、「主体的」に取り組む「リーダー」、またはリーダーを「支える」人材と考えられている。さらに、これまでの経験や勘、慣習に基づいて行われた政策立案のプロセスを見直して、データなどの根拠に基づいて政策立案できる人材といった専門的スキルを求める回答もあった。
- 都道府県における職員に対する地域課題の把握や地域づくり全般に関する研修等の実施状況については、34団体(72.3%)が行っている。2団体(4.3%)が過去に行ったことがある。一方、行っていない都道府県は11団体(23.4%)
 - ⇒ 現在あるいは過去に行ったことがある都道府県の事業内容については、「地域課題」の解決等に関する研修等を、「ワークショップ、フィールドワーク」等も活用しながら実施。受講対象としては、一般職員のほかに、「新規採用」職員等も含まれる。さらに一部の都道府県においては主要な連携先である「市区町村」職員も含まれている。
 - ⇒ 一方、行っていない理由としては、他機関の研修を受講、あるいは日頃からの情報収集によって賄えているとのことによる。
- 地域振興における役割分担として、都道府県は「広域」的な視点から施策を講ずることで、市区町村の取組みを「支援」といった回答が多い。ただ、市区町村も大都市から小規模団体まで様々であり、大都市を抱える都道府県にあっては、小規模団体等の支援に重点を置いた取組みがなされている。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告^⑳

結果概要

※第2回研究会(R4.10.11)にて報告

- 「地域づくり人材」育成を担当する都道府県職員を対象とした育成の取組みについては、21団体(44.7%)で実施、26団体(55.3%)で未実施。
 - ⇒ 実施の具体的事例として、地域づくりの担い手として期待される「地域おこし協力隊」の育成「担当者」に対する研修等があげられている。
- 令和4年度に「地域づくり人材」育成事業を実施(予定)する都道府県は37団体(78.7%)、10団体(21.3%)が実施(予定)なしとなっている。
 - ⇒ 実施(予定)する理由は、「地域振興、社会福祉等の個別施策に基づく」実施が35件(83.3%)と大半。
 - ⇒ 実施しない団体の理由としては、「地域課題の解決は、基礎自治体である市区町村が実施すべき」との考え、あるいは「地域づくり人材の育成は行なっていないものの、様々に地域振興策を通じて、間接的に人材育成に寄与しているものとの考え」などの回答があった。
- 事業を通じて育成した「地域づくり人材」に期待することとしては、「拠点地域における他機関と協働した積極的な地域づくり活動」が29団体(43.9%)と最も多く、次いで「専門的視点からの広域(複数市区町村)で地域づくり活動への参画」が15団体(22.7%)となっている。
- 都道府県が管理する公立大学、公立高校などの教育機関を活用した「地域づくり人材」の育成事業の有無については、15団体(25.0%)において「ある」とのことであった。
 - ⇒ その内容として、高校においては地元企業等との他機関と連携した地域活動実践の取組み。大学においては、地域課題に係る研究活動や学びの機会の提供など。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告^②

結果概要

※第2回研究会(R4.10.11)にて報告

調査票2(「地域づくり人材」の育成の事業内容)について、都道府県からの回答について、その集計結果及び概略を以下に示す。

※個々の事業内容の詳細については、「参考資料1(調査票2結果一覧)を参照。

- 都道府県が実施する人材育成事業の目的としては、「その他特定分野(テーマ)のノウハウを学ぶ」が36件で(31.0%)と最も多く、次いで、「事業計画づくりやコミュニケーションなど地域マネジメントに係る知識や技法を学ぶ」が25件(21.6%)と続く
⇒ 「特定分野」としては、地域振興分野における地域づくり団体の担い手育成や過疎地域における課題解決手法の会得、教育分野における、在学中からの地域振興への関心付け、商工分野における起業等のノウハウ伝授、防犯分野における福祉関係者への研修、また地域おこし協力隊を対象とした活動支援の取組みがあった。
- 事業の企画・実施に際し、先行事例を参考とした事業は12件(15.8%)で、大半の事業が、先行事例を参考することなく、企画・実施がなされている。
- 事業予算については、「500万円以上」が19件(25.0%)と最も多く、「50万円以上100万円未満」と「50万円未満」が12件(15.8%)と続く
- 令和4年度に開始した事業が14件(18.4%)、一方で平成25年度以前に開始した事業が19件(25.0%)となっている。
- 年間の開催予定回数としては、「年6回以上」が25件(32.9%)と多く、次いで「その他」が18件(23.7%)と続く

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告^⑳

結果概要

※第2回研究会(R4.10.11)にて報告

- 各回の実施日数としては、「1日」が47件(61.8%)と最も多く、次いで「その他(回によって日数が異なるなど)」が19件(25.0%)と続く
- 実施形態としては、「通学型」が57件(47.5%)と最も多く、次いで「オンライン型(ZoomやWebex)」が51件(42.5%)と続く。一方、「合宿型」は11件(9.2%)と少ない傾向である。
- 事業(受講)対象者は「地域住民等」が44件(23.2%)、次いで「都道府県職員、市区町村職員」が37件(19.5%)、そして「NPOや地域づくり団体のスタッフ」が35件(18.4%)と続く
- 受講者の参加地域は、「同一都道府県内からの参加」が64件(81.0%)と最も多く、次いで「同一都道府県内が中心であるが一部他の都道府県からの参加もある」が14件(17.7%)と続く
- 参加を期待する受講生の居住地としては、「その他(都市部など)」が56件(39.4%)と最も多く、次いで、「農村部や中山間地域」が44件(31.0%)、「過疎地域」が42件(29.6%)と続く
- 事業の実施手法としては、「講師による講演や講義」が59件(34.7%)と最も多く、次いで「ケーススタディやワークショップなどの演習」が39件(22.9%)、「講師との対話やディスカッションを行う演習」が35件(20.6%)と続く
- 事業の講師としては、「大学教員」が29件(23.2%)、「NPO等の職員」が28件(22.4%)となっている。「行政職員」は12件(9.6%)であった。
⇒ 「行政職員」が務める場合にあつては、「都道府県職員」が11件(55.0%)が講師となる事業が多く、ついで「市区町村職員」7件(35.0%)と続く

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告^{②④}

結果概要

※第2回研究会(R4.10.11)にて報告

- 事業で使用する教材・テキストは、「講師がその都度講義資料を作成」が62件(81.6%)、「市販の図書を使用している」事例は無かった。
- 参加費(受講費)は、「無料」が65件(85.5%)と最も多くなっている。一方、「五千元以上」は3件(3.9%)となっている。
- 運営方法(主体)は、「外部委託」による運営が38件(48.1%)、次いで「都道府県の職員を中心とする運営」が27件(34.2%)、「実行委員会方式による運営」が6件(7.6%)と続く
⇒ それぞれの方式を採った理由として、
 - ・外部委託は、専門的知見、運営ノウハウ等の活用やスタッフ不足の補強などの理由による。外部委託先としては、「シンクタンク」、「NPO法人」、「中間支援組織」、「広告代理店」等となっている。
 - ・都道府県職員中心の運営については、都道府県の施設を活用しての実施のため、機動性を重視、予算の都合によるなどがあった。
 - ・実行委員会形式は、多くの関係者が事業にかかわるためとの理由、構成員としては、都道府県の他に、市区町村、大学教授、地域づくり団体、地元企業等が参画している。
- 事業終了後の受講生(修了生)との関係としては、「特になし」が43件(43.0%)と大半。次いで「修了証の交付」が21件(21.0%)、「他の研修における講師への登用」が8件(8.0%)と続く
- 運営上の課題として「事業実施のための財源の確保」が26件(18.1%)、「予算と効果の検証・評価ができていない」が24件(16.7%)、「事業内容のマンネリ化・ステップアップのための事業内容等の不足」が21件(14.6%)となっている。

令和4年度 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 都道府県が実施する「地域づくり人材」育成事業に関する調査報告^{②⑤}

結果概要

※第2回研究会(R4.10.11)にて報告

- 事業の今後の展望としては、「事業内容の充実を図りたい」が57件(72.2%)と最も多く、「その他」が15件(19.0%)、「国や各種機関が実施している事業と連携したい」が5件(6.3%)と続く
- 育成・養成した人材とのその後の関係構築については、
 - ・ 研修会の講師への登用など今後の都道府県の実施する事業での活用
 - ・ 認証付与あるいは助成金の交付等により地域づくり人材の活動支援
 - ・ 同窓組織への加入奨励等通じたネットワーク形成
 - ・ 修了者のデータベース化による継続的な情報提供 などがあった。
- 修了生の取組み把握については、
 - ・ 修了生の活動に限定したものではないが表彰制度等での事例紹介
 - ・ 事例集したものをHPで紹介
 - ・ 研修会等において、修了生の講演、事例収集した成果を発表
 - ・ 状況把握のみ などがあった。
- 新型コロナウイルスの影響として、「オンラインを活用し、継続した事業実施が図られている」が43件(51.2%)が最も多く、次いで「厳しい制約の中、思うような事業が実施できていない」が17件(20.2%)、「ほとんど影響なく実施できている」が16件(19.0%)と続く